

田川市のごみ減量・資源化推進に関する提言

平成 6 年 4 月 4 日

田 川 市 ご み 減 量 ・ 資 源 化 推 進 協 議 会

目 次

はじめに	1
1. 現状と問題点	1
2. 減量化・資源化の必要性	2
3. 減量化・資源化の具体的な推進方法	2
(1) 分別収集の徹底	2
(2) ごみの自家処理への補助	3
(3) 空き缶・空きびんの分別回収	3
(4) 学校の空き缶回収	3
(5) 紙類の資源化	3
(6) リサイクル奨励基金制度の創設	4
(7) 指定袋の導入と有料化	4
4. 住民の責務（家庭内の協力）	5
5. 事業者の責務	6
6. 住民啓発	6
(1) 住民啓発の推進体制設置	6
(2) 処理施設の見学	6
(3) 講演会・シンポジウムの開催	7
まとめ	7
田川市ごみ減量・資源化推進協議会審議状況	9

田川市のごみ減量・資源化推進に関する提言

はじめに

私たちの日常生活は、以前に比べると大変物質的に豊かになり便利になったが、それに伴って事業所や家庭から排出されるごみの量も著しく増え、その種類や質的にも多様化しごみ処理も複雑になっている。

最近では、最終処分場である埋立地の確保も次第に困難になり、大きな社会問題になってきている。

また一方、地球環境保全の観点から資源の有効活用が強く要請されており、資源の乏しいわが国では、これまでの使い捨て型のライフスタイルを改めるとともに、ごみをもう一度見直してその活用を図り、リサイクル型の経済システムの確立を図って行くことが求められている。

平成3年10月、国はリサイクル活動を推し進めるため、「リサイクル法（再生資源の利用の促進に関する法律）」を施行した。

本市では、平成3年3月に市内プロジェクトチームにより「今後の一般廃棄物対策の基本的在り方と当面の具体策について」が策定され、さらにこれに基づいて「田川市一般廃棄物減量化、資源化実施計画」が策定、提示されている。

そこで本協議会は、これらの計画を推進する場合の具体的な実施方法を協議、検討したので、その結果をまとめ提言いたします。

1. 現状と問題点

これからのごみ問題としては、排出量の抑制、中間処理施設・最終処分場の確保、リサイクルの推進、環境保全等が挙げられている。

プロジェクトで策定された「今後の一般廃棄物対策の基本的な在り方と当面の具体策について」のなかで現状と問題点として

- ① 「使い捨て」と「浪費の構造」
- ② 廃棄物の排出量の増大と質の多様化
- ③ 減量化、資源化および再生利用の不徹底
- ④ 不法投棄の現況

⑤ 最終処分場（埋立地）の余地

が具体的に挙げられており、これらの対策をいかにして進めるかが、ごみ行政の大きな課題になっている。

本市のごみ排出量も、人口が年々減少しているにもかかわらず、増え続けており、特に事業系ごみの搬入が著しく増加している。

また、最終処分場である埋立地の残余もあと1、2年程度で、新たな埋立地を確保しなければならないなどの問題がある。

2. 減量化・資源化の必要性

最近のごみの増加の背景には、オフィスのOA化による紙ごみの増加やプラスチック、缶容器等の使い捨て製品の増加などが挙げられ、単に量的な増加だけでなく、熱量の増加、有害物質の発生という質的な変化ももたらしている。このために、ごみの焼却施設や最終処分場の短命化および新たな設備投資などコストの増大を招いている。

特に最終処分場である埋立地の確保は、今後ますます困難化することが予想され、現有施設の延命を図る上からもごみの減量化は急務である。

一方、資源の有効活用の面から視点をあてると、近年における急激な資源の消費が地球規模の環境問題を引き起こすにいたっており、大量消費・大量廃棄時代に終止符を打つべく、個々のライフスタイルの変革が叫ばれている。そのためには、消費者や事業所など地域ぐるみの省資源、省エネルギー活動を盛んにする必要がある。

3. 減量化・資源化の具体的な推進方法

(1) 分別収集の徹底

現在のごみ分別収集3分類（可燃ごみ、不燃ごみ、粗大ごみ）に資源ごみを加え4分類の分別収集とし、ごみ出しの三原則“決められたものを”“決められた時間に”“決められた場所に”を徹底し、混合ごみの排出防止に努める。

(2) ごみの自家処理への補助

生ごみは、家庭から排出される可燃ごみのうち比較的高い比率を占めており、コンポスト処理すればかなりの減量効果が期待できる。

本市では、平成4年度からコンポスト容器の購入を斡旋し購入額の半額を助成しているが、引き続き普及促進を図り、そのための支援策を行う必要がある。

(3) 空き缶・空きびんの分別回収

現状において、空き缶・空きびんは不燃物として毎週1回収集し、清掃センターでは委託業者が選別しているが、搬入量も多く混合の不燃ごみの中から選別するため、多くの作業時間と人員を要し多額の委託料が支払われている。

効率のよい選別を行い、かつ住民の再資源化に対する意識の喚起を図るため、缶・びんとその他の不燃ごみを分離し、それぞれ回収することが望ましい。

(4) 学校の空き缶回収

学校教育の中に環境教育を明確に位置づけるとともに、空き缶の散乱防止を含めたごみ問題について適切な学習指導が必要であり、定期的な空き缶回収を引き続き実施する。

本市では、空き缶選別プレス車の導入も進められており、今後はこれも活用して、さらに充実した環境教育の実現を期待する。

(5) 紙類の資源化

本市における排出ごみの80%は可燃ごみであるが、このうち紙類は組成で比較的高い比率を占めている。

清掃センターで処理されるごみのうち、不燃ごみ・粗大ごみについては、破碎処理や選別処理することによってその量の約40%が資源として回収しているのに対し、可燃ごみとして収集されたものはすべて焼却されている。

ごみの減量の観点から紙類の資源化が急務であり、紙類の回収の検討および現在回収している団体の育成を図る。

(6) リサイクル奨励基金制度の創設

ごみの減量と資源化に対する住民意識向上及びリサイクル運動を側面から援助するためリサイクル奨励基金制度の創設が重要である。

最近では、資源化物の価格が低迷し回収業者が引取りにこないために、回収を中止する団体が出ているが、資源回収を継続的に実施する団体に対して奨励金を交付するなど、ごみの減量と資源化を推進するための策を講じる必要がある。

その原資として、ごみの有料、ごみ処理費用の低減等を充て、基金の用途も含めて定期的に広報することにより、狭義にはごみの有料化に対する住民の理解が得やすくなり、ごみの減量とリサイクル運動の積極化、広義には生活環境の維持向上に大いに寄与する。

(7) 指定袋の導入と有料化

ごみ処理手数料の徴収については、市町村の裁量に委ねられており、事業系ごみについてはかなりの自治体が有料制を導入している。

平成5年6月現在の県内各市の状況は、事業系ごみについては23市のうち19市が有料制を実施しており、家庭ごみについては13市が有料制を実施している。

今や、無料でのごみ処理は、各都市がごみ処理に多大の財政支出を余儀なくされていることを忘れさせ、また使い捨て商品の氾濫など利便性志向を助長し、またこのような商品を生産・販売している事業者には有利な作用を及ぼし、その結果ごみの増加をもたらしているといわれている。

すでに有料制を導入することによって、ごみの排出抑制効果をあげている都市もあり、最近各市の状況が紹介されているが、ご

み処理の有料化は、最も効果のある減量化の手段である。

本市のごみ排出量は、人口が年々減少しているにもかかわらず増え続けており、特に搬入ごみは昭和62年度以降著しく増加している。

ごみの減量化、資源化を徹底させ、ごみ問題に対する住民意識や製造・販売業者の姿勢の転換を図るためには、有料制を導入すべきである。

なお、有料化の実施に当たっては、適正な負担を求めることの必要性等について、種々の機会を通じて市民の合意形成に努めることが重要である。

[事業系ごみ]

ごみ処理コストを負担することを原則として、処理に要する経費を十分に勘案した処理手数料を徴収する。

[家庭ごみ]

処理手数料は、一般住民の理解が得やすい従量制とし、指定ごみ袋（可燃ごみ、不燃ごみ）およびごみ処理券（粗大ごみ）を販売する方式により料金を徴収する。

[資源ごみ]

空き缶、空きびん、紙類など資源として回収するものは、処理手数料を徴収しない。

4. 住民の責務（家庭内の協力）

ごみの排出者としての責任を自覚し、ごみを減らすように努めるとともに、ごみは資源であり再利用出来るものとの認識にたち、環境問題や資源保護の観点から次のことに心がける。

- ① ごみ出しの三原則“決められたものを”“決められた時間に”
“決められた場所に”を遵守し、混入物は絶対出さない。
- ② 資源ごみの集団回収に積極的に協力する。

- ③ 生ごみの堆肥化に努める。
- ④ 過剰包装を断わり、買い物袋の持参、使い捨て容器の購入の自粛に努める。
- ⑤ 再利用や再商品の使用に努める。

5. 事業者の責務

ごみ急増の一因が、事業系ごみの増加にあることは議論の余地のないところであり、事業ごみは、事業者自らが適正に処理しなければならない。従って、事業者は自らごみ減量化計画を策定し、紙類等の資源ごみ分別回収を実施するなど、環境や資源問題を考慮したごみの減量・資源化の推進に努める。

- ① 過剰包装を自粛する。
- ② ペット容器商品の販売やトレイの使用を自粛するとともに自主回収に努める。
- ③ 再生資源、再生製品の使用促進に努める。
- ④ エコマーク商品の使用、販売促進に努める。
- ⑤ 適正処理困難物等の自主回収制度の確立に努める。

6. 住民啓発

(1) 住民啓発の推進体制設置

ごみ問題については、何よりも排出抑制や再生利用の促進によるごみの減量化を図ることが重要であり、そのためにはごみに対するこれまでの考え方を変え、根底から意識の転換を図らなければならない。

意識改革の手段として、まずごみ減量化のための啓発活動を一層推進すべきであり、庁内に推進体制を設置し、各地区に出かけて積極的な啓発活動を展開する。

(2) 処理施設の見学

ごみ処理施設の見学は、ごみの処理状況を理解してもらうための最も有効な手段である。

最近は、生涯学習の一環としてごみ問題を理解するため、市バス利用による施設の希望もあり、各行政区や市民団体、学習グループ等による処理施設の見学会を計画的に実施する。

(3) 講演会・シンポジウムの開催

ごみ問題とその対策について関心を持ち減量・資源化を推進するため、市民をはじめ関係機関・団体や行政職員を対象として講演会やシンポジウムを開催し啓発に努める。

まとめ

大量消費・大量廃棄型社会よ、さようなら。リサイクル型社会よ、こんにちは。今日、地球環境ブームで資源リサイクルに関心が高まっているにもかかわらず、一時盛んだった資源回収がやや下火になり、大量の古紙が可燃ごみとして焼却されている。

このような世情のなかで本協議会は発足したわけであるが、ごみ問題を長期的ビジョンで主体的に考えるにはかえってよい時期であろう。

本市のごみ問題を考えるとき、ごみの無制限な増加により最終的に処分地が行き詰るのを打開することが第一であるが、長期的には環境保全と有限な資源の有効利用を促して、かけがえのない地球をごみによる環境悪化から守り、次世代へ引き継ぐことを基本理念に、ごみを減量化し資源化していくことが本質的な問題解決の途である。

これらのために、住民一人一人がごみ問題を自分のこととしてとらえて実践するとともに、各種活動に協力していく姿勢が大切である。

さらに現在は、“環境にやさしいライフスタイル”が求められており住民を対象とした環境教育等を通じて環境にやさしい人づくりが進められなければならない。

平成3年には、「リサイクル法」の施行や「廃掃法」の改正等によって法制上も整備されつつあり、住民、事業者、行政の三者連携の下で、それぞれの立場で応分の社会的責任を分担していくことが必要である。

平成6年4月4日

田川市ごみ減量・資源化推進協議会

会 長	久 永 明	福岡県立大学教授
副会長	山 崎 武 弘	田川市区長会理事
〃	笹 山 良 孝	田川市議会厚生委員会委員長
委 員	松 本 登	田川市公民館連絡協議会副会長
〃	仲 谷 清 敏	田川市子ども会育成会連絡協議会副会長
〃	大 塚 重 人	田川市老人クラブ連合会副会長
〃	前 田 マサコ	田川21女性会議みどり生活学校
〃	富 田 七重子	おんなのフォーラム
〃	奥 裕 子	〃 食生活改善推進会
〃	佐 藤 儷 子	〃 自主婦人大学
〃	尾 木 茂 子	〃 婦人会連絡協議会
〃	山 中 道 代	〃 消費者の会
〃	本 吉 正 典	よか伊田町会事務局長
〃	花 村 浩	田川商工会議所専務理事
〃	公 門 正 憲	後藤寺商店街振興組合副理事長
〃	湯 元 保 孝	伊田商店街振興組合理事長
〃	西 藤 賢 治	寿屋田川店長
〃	河 野 作一郎	新筑豊青果（株）田川市場市場長
〃	楠 光 夫	田川農協管理部長
〃	津 川 勝 造	北九州コカコーラボトリング田川営業所長
〃	山 辺 光	早雲商事代表取締役
〃	宮 尾 武 敏	福岡県田川保健所副所長
〃	三 好 武 則	田川市職労副委員長
〃	宇都宮 昭 生	田川市民生部長
〃	北 川 利 明	前田川市民生部環境衛生課長

田川市ごみ減量・資源化推進協議会審議状況

開催年月日		審議内容等
第1回	平成5年3月29日	<ul style="list-style-type: none"> ○委員委嘱辞令交付 ○正副会長選出 ○協議会要綱の説明 ○協議会の運営 ○廃棄物処理の現状（説明）
第2回	平成5年4月19日	<ul style="list-style-type: none"> ○田川市川崎町清掃センター視察
第3回	平成5年5月28日	<ul style="list-style-type: none"> ○最終処分施設の状況説明と審議 ○ビデオによるごみの減量・資源化の先進地紹介 ○関係法令の説明 <ul style="list-style-type: none"> ・廃棄物処理法 ・再生資源の利用の促進に関する法律 ・福岡県ごみ散乱防止条例
第4回	平成5年10月18日	<ul style="list-style-type: none"> ○田川市のごみの現状等について資料説明 ○田川市の資源回収状況の調査報告 ○全国市長会都市政策研究特別委員会の「廃棄物問題を中心とした都市の環境問題に関する提言」について説明 ○ごみ有料化の現状について調査報告 <ul style="list-style-type: none"> ・厚生省実態調査 ・全国市長会調査 ・県内各市の現状 ・田川郡の現状 ○ごみの減量化と資源回収の推進方法について検討
第5回	平成5年11月15日	<ul style="list-style-type: none"> ○ごみ減量・資源化の推進プランおよび有料化について検討 ○ごみ減量・資源化推進方法のまとめ

開 催 年 月 日		審 議 内 容 等
第 6 回	平成 6 年 1 月 17 日	<ul style="list-style-type: none"> ○環境問題シンポジウムを共催することについて決定 ○田川市ごみ散乱防止要綱の説明及び今後の取組と協力要請 ○田川市ごみ減量・資源化推進に関する提言のまとめ
第 7 回	平成 6 年 3 月 7 日	○田川市ごみ減量・資源化推進に関する提言のまとめ
第 8 回	平成 6 年 4 月 4 日	○市長に提言